

2021年10月21日
中小企業向けセキュリティ製品等の
情報提供プラットフォーム検討委員会事務局

中小企業向けセキュリティ製品等の情報提供プラットフォーム検討委員会
本事業の実施に係る規約

中小企業向けセキュリティ製品等の情報提供プラットフォーム検討委員会（以下「当委員会」という。）は、中小企業でも扱いやすい製品・サービス選びの一助となる情報を提供するプラットフォーム（以下、「中小基盤」という。）の構築を試行的に実施し、併せてセキュリティ製品・サービスの市場調査を実施することにより、これらの結果から、中小基盤の有用性を検証した上で、構築上の課題等の洗い出しを行うことを目的として設置された会議体である。当委員会の活動における本事業の実施に係る規約（以下「本規約」という。）を、次のように定める。

第1章 総 則

第1条（目的）

当委員会の活動における中小基盤の仮設サイト運営の試行的な取組みに関して、参画者が、本規約で定めるところにより、公募要領に記載した、①中小企業ユーザーによる申請されたサイバーセキュリティ製品・サービスの評価情報の提出、②本事業における各種情報提供等への協力といった2つの取組みを意欲的に行うことにより、本事業の実施が適切に行われることを目的とする。

第2条（参画者の区分）

参画者には、次の各号に定める区分を設ける。

- （1）当委員会において参画を承認された中小企業向けサイバーセキュリティ製品・サービスの提供事業者（以下、「事業者」という。）
- （2）当委員会の事務局（以下、「事務局」という。）

第3条（同意書）

- 1 事業者は、当委員会に対して別添に定める本規約への同意書を提出しなければならない。
- 2 同意書に記載された内容に変更が生じた場合は、速やかに同意書を再提出するものとする。

第4条（情報提供・情報共有の原則）

- 1 参画者は、当委員会の目的に従って、採択された自社製品・サービスに関する情報提

- 供・情報共有を積極的に推進する。
- 2 情報の提供にあたり、参画者は、以下の原則を尊重する。
 - (1) 他の参画者の権利を害しない。
 - (2) 提供した情報を、当委員会の目的にしたがってのみ利用することを許諾する。
 - (3) 提供した情報をもとに、新たに作成された成果物の権利は、原則、独立行政法人情報処理推進機構に帰属することを許諾する。
 - (4) 提供した情報のうち、第三者への公開にあたり、秘匿すべきと判断される情報が含まれる場合には、事務局に対し連絡し、当該情報の扱いについて協議する。

第2章 本事業の実施に関わる取組み

第5条（中小企業ユーザーによる申請されたサイバーセキュリティ製品・サービスの評価情報の提出）

- 1 事業者は、申請されたサイバーセキュリティ製品・サービスを既に導入している中小企業ユーザー（2ユーザー以上）の協力のもと、申請されたサイバーセキュリティ製品・サービスの評価や、当該評価情報の提出を行う。
- 2 事業者は、上記1に示した評価情報の提出を、採択通知後1週間程度を目途に行う。

第6条（本事業における各種情報提供等への協力）

- 1 事業者は、採択されたサイバーセキュリティ製品・サービスに関する申請された情報や、中小企業ユーザーによる評価情報の提供とそれらの情報の中小基盤への掲載と公開を行うことについて承諾する。
- 2 事業者は、事務局の求めに応じて、採択されたサイバーセキュリティ製品・サービスに関する追加的な情報の提出を行う。

第3章 その他

第8条（免責）

当委員会および事務局は、事業者の取組みにより発生した事故・トラブルやその他の損害について、いかなる瑕疵担保責任及び保証責任も負わないものとする。ただし、当委員会および事務局の責めに帰す場合は除く。

第9条（重過失又は故意）

事業者等の重過失又は故意により、ユーザ等が損失を被った場合は、事業者とユーザとの当事者間においてこれを解決することとする。

第10条（効力）

- 1 本規約は、本事業の実施に関わる取組みに関する完全な合意であり、同意書の提出以前の他のすべての表明、交渉、連絡又は通知に優先して適用されるものとする。
- 2 事由の如何にかかわらず、参画者が参画しなくなった場合であっても、本規約の条文の効力は対象事項が存在する限り、なお有効に存続するものとする。
- 3 参画者の本事業の実施に関わる取組みへの参画期間は、2022年1月31日までとする。